発行人 大 分

県 編集

元屋印刷株式会社

(定価 箇年 三万八千八百八十円

令 和 六 年

)

令和六年五月三十一日

大分県病院局長

井

上

敏

郎

四七

号

曜

金

大分県病院局管理規程第五号

五月三十

日

日

十五号)の一部を次のように改正する。 第十四条第一項中「(第三号を除く。)」を削る。 大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程(平成十八年大分県病院局管理規程第 大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

附 則

この規程は、 公布の日から施行する。

企 業 局 訓

令

大分県企業局訓令第五号

病院局管理規程

業局訓令

人事委員会規則

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正………………

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県人事委員会委員長

石

井

久

子

人事委員会規則

目

次

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程(昭和四十三年大分県企業

事 本

業

所 局

局訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和六年五月三十一日

大分県企業局長 高 野

信

(昭和二十七年法律第二百八十九号)」に改める。 第二条第四号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律

第二条の二第二号中「第二条第三号」を「前条第三号」に改める。

第六条第二項中「及び第三項」を削る。

第六条の二第二項中「第六条第一項各号」を「前条第一項各号」に改める。

第十二条中「(第三号を除く。)」を削り、同条に次の一項を加える。

2 る。 前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除算す

則

この訓令は、 公示の日から施行する。

病院局管理規程

を次のように改正する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則

(昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号)

の一部

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第十三条第一項中「(第四号を除く。)」を削る。

この規則は、

公布の日から施行する。

大分県人事委員会規則第十二号

令和六年五月三十一日

める。 大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定

令和六年五月三十一日

大分県報号外(人事委規則・病院局管理規程・企業局訓令)